

平成 25 年 2 月

お客さま各位

札幌中央信用組合

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組みについて

平成 21 年 12 月 4 日より施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「金融円滑化法」といいます。）は本年 3 月 31 日に期限が到来しますが、期限到来後においても、当組合のお客さまへの対応方針が変わることはなく、引き続き金融円滑化に取り組んでまいります。

1. 当組合の基本方針

当組合は、地元で健全な事業を営む中小事業者および個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、ならびに地元事業者の経営相談および経営改善に関するきめ細やかな支援に、従前どおり適切かつ積極的に取り組んでまいります。

(1) 中小企業者への支援

厳しい経営環境に直面し、事業の業績の悪化により資金繰りに支障を来してこれまでのご返済の継続にお困りの場合は、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

(2) 住宅ローンご利用者への支援

当組合の住宅資金をご利用いただいているお客さまが、勤務先や事業等のご事情による収入減等の理由からご返済にお困りの場合は、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

【本件に係わるご相談窓口】

1. 各営業店 受付時間 平日 9：00～15：00
(土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)
2. 本部金融円滑化相談・苦情等窓口（業務推進部）
受付時間 平日 9：00～17：00
(土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)
電話番号 011-231-8136（代表）